

資料No. 1

第6回
市町村による原子力安全対策に関する研究会
〔研究報告〕

市町村による原子力安全対策に関する研究会

1 経緯及び現状

◇ 経緯

- 原発や核燃料リサイクル施設を抱える自治体が、原発周辺の地域住民の安全確保のために電力事業者と結ぶ協定。
- 法令の義務づけはない。第1号は、1969年、福島県と東京電力で締結。環境放射能や温排水の測定に関する規定が中心だった。

◇ 福島第一原発事故前の安全協定の現状

13県に17原発・原子炉54基があり、立地自治体全てが電力事業者と安全協定を締結。また、立地外自治体では、泊原発周辺の共和町、岩内町、神恵内村と北海道電力、浜岡原発10km圏の牧之原市、掛川市、菊川市と中部電力で協定を締結。

◇ 新潟県・柏崎市・刈羽村が締結した協定内容

- 関係諸法令の遵守等
- 情報公開
- 計画等に対する事前了解
- 通報連絡
- 取組状況等の報告
- 環境放射線の測定等
- 原発周辺環境監視評価会議の設置
- 測定結果の公表
- 技術連絡会議の設置
- 立入調査等
- 状況確認等
- 原発の安全管理に関する技術委員会の設置
- 立入調査を行う者等の選任
- 適切な措置の要求
- 原発トラブル等内部情報受付窓口の設置
- 損害の補償
- 協力の要請
- 協定の改定
- その他

※ 定期検査後の再稼動に関する「地元自治体の了承」という項目はない。原子力安全・保安院、新潟県、東京電力に確認したところ、地元が再稼動を了承する際の根拠は(法律や安全協定ではなく)社会的判断に基づくものと考えている。

※ 福井県が結ぶ協定には「他原発の事故の評価を踏まえた措置を求める」がある。

2 全国の動き

◇ 福島第一原発事故後の安全協定をめぐる全国の動き

「防災対策を重点的に充実すべき地域」について、国が新しい考え方を示したことから、特に、UPZ30キロ圏にかかる自治体にとっては、原子力施設の安全確保、住民の安全・安心を守るための有効な手段の一つとして注目されている。

(1) 安全協定締結

① 鳥取県、米子市、境港市

島根原発から30km圏に入る県と2市が昨年12月25日、**立入調査及び適切な措置要求、計画等に対する事前了解等を含まない安全協定**を中国電力と締結。

② 福岡県、福岡市、糸島市

佐賀県玄海原発から概ね40km圏に入る県と2市が近々に、**立入調査及び適切な措置要求、計画等に対する事前了解を含まない安全協定**を九州電力と締結予定。

※ 30km圏は糸島市のみ。福岡市は、糸島市と隣接していることから協定に参加

③ その他

滋賀県・京都府(福井県の立地する関西電力の全原発)、富山県と氷見市(石川県志賀原発)、石川県志賀原発から30km圏内の七尾市・羽咋市・中能登町が立地自治体並みの協定締結に向け電力事業者と協議中。

(2) 通報連絡協定締結

① 新潟県内28市町村が東京電力と柏崎刈羽原発を対象とした通報連絡協定を締結し、県を経由せずに直接情報が届く仕組みを構築 [平成24年2月9日]

② 長野県が、中部電力(浜岡原発)、東京電力(柏崎刈羽原発)と締結 [2月13日、15日]

③ 関西広域連合が、関西電力(全原発)と締結 [3月3日]

④ 奈良県が、関西電力(全原発)と締結 [3月3日]

3 中越沖地震における県の対応(平成19年7月16日)

平成19年7月16日に発生した中越沖地震の際には、柏崎刈羽原発の運転中または起動中の2、3、4、7号機が停止。3号機の所内変圧器の火災発生や微量の放射性物質の施設外放出があり、**県・柏崎市・刈羽村は、翌日、東京電力に対し、「地域の了解無しには運転を再開しないよう」安全協定の適切な措置の要求に基づき要求を行った。**

現在2、3、4号機は点検・耐震工事中。残る、1、5、6、7号機は再開後、定期点検中。(2009年5月7日議員協議会知事説明)

<参考> 新潟県・柏崎市・刈羽村と東京電力の安全協定(抜粋)

(立入調査)

第10条 甲(新潟県)又は乙(柏崎市、刈羽村)は、次に掲げる場合は、丙(東京電力)に対し報告を求め、又は発電所への立入調査を行うことができるものとする。

- (1) 発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合又は必要と求めた場合
- (2) 発電所の運転、保守及び管理の状況等について、特に必要と認める場合

(適切な措置の要求)

第14条 甲(新潟県)又は乙(柏崎市、刈羽村)は、第10条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙(東京電力)に対し原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分に協議し、甲の名において行うものとする。

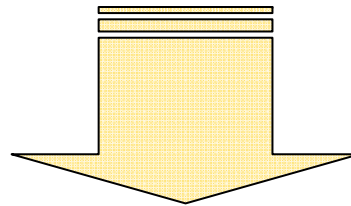
- 2 丙は、前項の規定に基づき甲から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるとともに、その結果を甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙は、第1項の規定に基づき原子炉の運転を停止した場合において、原子炉の運転を再開するときは、事前に甲に協議するものとする。なお、当該協議を受けた場合において、甲及び乙は十分に協議し、甲の名においてその事柄を丙に通知するものとする。

4 今後の提案

◇ これまで

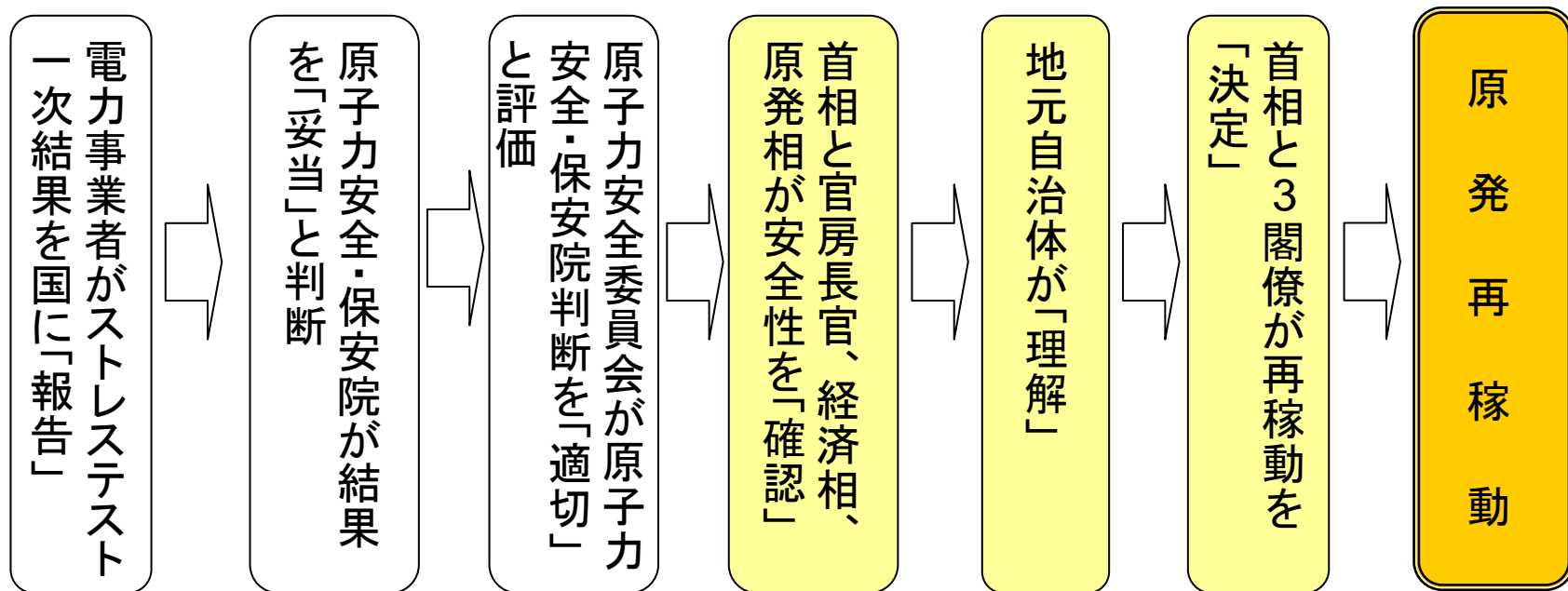
- 市町村研究会では、「安全協定」を主要な研究テーマの1つとして研究を進めてきた。また、「安全協定」の位置づけの明確化を国や県へ要望するとともに、全国に先駆け、立地を除く県内全市町村による「通報連絡協定」を締結した。
- 鳥取県が中国電力と安全協定を締結するなど、全国では、立地自治体以外で協定締結に向けた動きがある。
- 3月22日、国の原子力安全委員会において、「防災対策を重点的に充実すべき地域(PAZ、UPZ)」が示された。

以上のことから、研究会は



原発の安全性について、「住民が安心だと思える状況、環境かどうか」を、住民に最も近い基礎自治体の長として理解し判断したい。そこで、「安全協定」について、さらに検討を進めたい。

《参考》 再稼動までの流れ



※ 「地元」の定義などは曖昧